

平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 盟和産業株式会社

代表者名 代表取締役社長 清水 俊彦
(コード番号 7284 東証第 1 部)問合せ先 総合管理部長 伊藤 明彦
(TEL. 046-223-7611)

株式併合および単元株式数の変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 19 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 60 回定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更にかかる議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の売買単位を 100 株に統一することを目標としております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 100 株に変更するとともに、併せて、当社株式につき、投資単位の水準や株主様の権利に出来る限り影響を及ぼすことがないように、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施いたします。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・比率 平成 27 年 10 月 1 日（木）をもって、平成 27 年 9 月 30 日（水）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

③併合により減少する株式数

| | |
|-----------------------------------|--------------|
| 株式併合前の発行済株式総数（平成 27 年 3 月 31 日現在） | 35,028,594 株 |
| 株式併合により減少する株式数 | 31,525,735 株 |
| 株式併合後の発行済株式総数 | 3,502,859 株 |

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たりの純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 発行可能株式総数の変更

本株主併合の割合に応じて、効力発生日（平成 27 年 10 月 1 日（木））における当社の発行可能株式総数を 94,080,000 株から 9,408,000 株へ変更いたします。

なお、会社法第 182 条第 2 項により、株式併合の効力発生日に定款の変更をしたものとみなすとされております。

(4) 株式併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、下記株主構成を前提として、10株未満の株式のみご所有の株主191名(所有株式数の合計366株)は、株主としての地位を失うこととなります。なお、本株式併合の効力発生日までは、その単元未満株式を買取することを当社に請求することができます。

[平成27年3月31日現在の株主構成の割合]

| | 株主数 (割合) | 所有株式数 (割合) |
|-----------|-----------------|----------------------|
| 全株主 | 3,853名 (100.0%) | 35,028,594株 (100.0%) |
| 10株未満所有株主 | 191名 (5.0%) | 366株 (0.0%) |
| 10株以上所有株主 | 3,662名 (95.0%) | 35,028,228株 (100.0%) |

(5) 1株未満の端数が生ずる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法の定めにより、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて配分いたします。

(6) 株式併合の条件

平成27年6月24日開催予定の当社第60回定時株主総会において、本株式併合に関する議案および単元株式数の変更等にかかる定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更日

平成27年10月1日(木)

(4) 変更の条件

平成27年6月24日開催予定の当社第60回定時株主総会において、株式併合に関する議案および単元株式数の変更等にかかる定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 日程

| | |
|---------------|---------------|
| 取締役会決議日 | 平成27年5月19日(火) |
| 定時株主総会開催日 | 平成27年6月24日(水) |
| 株式併合の効力発生日 | 平成27年10月1日(木) |
| 単元株式数変更の効力発生日 | 平成27年10月1日(木) |

(注) 上記のとおり、株式併合および単元株式数変更の効力発生日は平成27年10月1日(木)ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、株式会社東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成27年9月28日(月)です。

4. その他

本日別途、「定款の一部変更に関するお知らせ」を開示しております。

以上

【添付資料】

(ご参考) 株式併合および単元株式数の変更に関するQ&A

(ご参考) 株式併合および単元株式数の変更に関するQ & A

Q 1 株式併合とはどのようなことですか。

A 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回、当社では10株を1株とすることといたします。

Q 2 単元株式数とは何ですか。

A 単元株式数とは、株式の議決権の単位及び証券取引所での売買単位となっている株式数であります。

現在の当社の単元株式数は1,000株ですが、今回、当社では単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 3 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか。

A 全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の売買単位を100株に統一することを目標としております。

これは投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を100株に変更することといたしました。併せて、当社株式につき、投資単位の水準や株主様の権利に出来る限り影響を及ぼすことがないように、株式併合(10株を1株に併合)を実施いたします。

Q 4 株式の所有株式や議決権はどうなりますか。

A 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成27年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合は後記のような取扱いとなります。)となります。

また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数変更の効力発生日前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

| | 効力発生前 | | 効力発生後 | | |
|----|--------|------|--------|------|------|
| | ご所有株式数 | 議決権数 | ご所有株式数 | 議決権数 | 端数株式 |
| 例① | 7,000株 | 7個 | 700株 | 7個 | なし |
| 例② | 5,067株 | 5個 | 506株 | 5個 | 0.7株 |
| 例③ | 123株 | なし | 12株 | なし | 0.3株 |
| 例④ | 8株 | なし | なし | なし | 0.8株 |

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合(上記の例②、③、④のような場合)は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払い代金(端数株式処分代金)は、平成27年11月頃にお送りすることを予定しております。

また、効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となります。株主様の保有機会を失わせてしまうことを深くお詫びを申しあげ

ますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

例②、③、④の株主様は株式併合前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。「単元未満株式の買増し」制度は当社にはございません。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問合せください。

Q 5 株式併合により所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様にご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。

ご所有の株式数は併合前の10分の1となりますが、1株当たりの純資産額は10倍となるためです。また、株価についても、理論上は併合前の10倍となります。

Q 6 所有株式数が減れば、受け取ることができる配当金が減りませんか。

A ご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、株式併合の割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただき予定（平成27年5月19日「株式併合に伴う配当予想の修正に関するお知らせ」を開示しております。）ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当金は生じません。

なお、端数株式につきましてはQ4に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払いさせていただきます。

Q 7 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A 次のとおり予定しております。

| | |
|---------------|------------------------------------|
| 平成27年6月24日（水） | 定時株主総会開催日 |
| 平成27年9月25日（金） | 現在の単元株式数（1,000株）での売上の最終日 |
| 平成27年9月28日（月） | 当社株式の売買単位が100株に変更 株式併合の効果が株価に反映 |
| 平成27年10月1日（木） | 株式併合と単元株式数変更の効力発生日 |

Q 8 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

A 株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

[お問合せ先]

株主名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

（電話） 0120-782-031（フリーダイヤル）

以 上